

第36回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年9月9日

大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置の区域については、宮城県及び岡山県を9月12日に解除するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の実施期間を9月30日まで延長することが決定されました。

まん延防止等重点措置の区域については、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の実施期間を9月30日まで延長するとともに、宮城県及び岡山県を追加し、その実施期間を9月13日から9月30日までとするほか、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については9月12日に解除することが決定されました。

- 国内において感染力の強いデルタ株に全国的に置き換わっていることなど、社会全体で感染拡大が人々の日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすリスクが依然として高い状況にあることを踏まえ、引き続き感染防止策の徹底等に取り組む必要があります。
- 他方、ワクチン接種が進捗していることを踏まえ、今後、様々な行動制限の縮小・見直しに向け、自治体や事業者の方々との議論を含め、国民的な議論を踏まえて具体化を進めていく必要があります。本日の政府対策本部においては、そうした観点から、「ワクチン接種

が進む中における日常生活回復に向けた考え方」及び「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」が決定されました。

- 以上を踏まえ、私からは、感染拡大の防止に万全を期すとともに、引き続き厳しい経営状況に置かれている観光、交通等の所管事業者の事業継続と雇用の確保を図るべく、8月25日付けで指示した各種の取組について、その実施を継続・徹底し、特に以下について改めて指示いたします。
  - ・ 先般追加交付が決まった、新型コロナ対応地方創生臨時交付金3,000億円が所管事業者への支援に最大限活用されるよう、地方自治体等の関係者に改めて働きかけること
  - ・ 政府から官民金融機関に対し、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底を改めて要請することが決まったことを踏まえ、官民金融機関との連携を一層強化して所管事業者の資金繰りの確保に万全を期すること
  
- また、以下についても新たに取組むよう指示いたします。
  - ・ 「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を踏まえ、それぞれの所管分野においてどのような取組が必要となるか早急に検討し、その内容を報告すること
  - ・ 所管業界に対し、感染力の強いデルタ株への対応や、日常生活回復に向けた考え方を踏まえ、業種別ガイドラインの改訂に向けて具体的な検討を促すこと
  
- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、テレワークの活用等による出勤回避

の徹底など感染予防対策や体調管理をより一層徹底してください。

- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。改めて、省としてそのような思いを1つにし、しっかりと対応していきたいと思っております。
  
- 私からは以上です。